

指定管理者候補者の選定結果について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、中央区役所政策企画課所管の新潟市民プラザについて、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、平成20年7月27日より事業者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

| | |
|----------------------------------|--|
| 施設名 | 新潟市民プラザ |
| 所在地 | 新潟市中央区西堀通6番町866番地(NEXT21 6階) |
| 新潟市民プラザ 指定管理者 候補者 選定委員会 | <p>委員長 寺尾 仁 新潟大学工学部准教授 副委員長 阿部 愛子 中央区長 委員 坂上 義興 新潟日報社読者ふれあい部第二部長 委員 本間 龍夫 新潟市中心街連合会長 専門委員 木伏 隆 木伏経理事務所長</p> <p>専門委員は資格審査を担当。採点には加わらない。</p> |
| 指定管理者 (候補者) | <p>団体名 株式会社新潟ビルサービス 代表者名 代表取締役 鈴木 英介 所在地 新潟市中央区上大川前通9番町1269番地</p> |
| 指定期間 (予定) | 平成21年4月1日～平成26年3月31日 |
| 選定理由 | <p>新潟市民プラザの指定管理者選定にあたっては、2団体から応募があり、選定委員会での審査を経て、上記のとおり指定管理者の候補者を決定しました。</p> <p>選定理由としては、施設の設置目的や機能、特性に対する理解度が高く、公募要項で定めた各評価項目について、事業計画書が現況を踏まえた具体性のある内容となっており、総合的に見て、安定的な管理運営を期待できる点が評価されました。</p> <p>また、本施設のほか、多くの公の施設の指定管理者を務めるなど、施設の維持管理業務について優れた実績を有する点も評価されました。</p> <p>今後は、施設の稼働率を向上させるための提案(自主事業や広報・営業活動の拡充など)を着実に実行し、さらに多くの来館者が訪れ、施設の設置目的である「地域文化の向上と地域の発展」に資する施設運営を期待します。</p> <p>なお、各評価項目ごとの評価結果は別表のとおりです。</p> |
| 選定スケジュール | <p>公募要項の公表 平成20年7月27日 公募説明会 平成20年8月6日 公募に関する質疑の受付 平成20年8月11日～20日 公募に関する質疑の回答 平成20年8月28日 応募登録の受付 平成20年8月29日～9月4日 提案書類の受付 平成20年9月24日～25日 資格審査 平成20年10月1日 選定委員会 一次審査(書類審査) 平成20年10月21日 二次審査(公開プレゼンテーション) 平成20年11月5日 市議会平成20年12月定例会での審議・議決を経て、指定管理者に指定されました。</p> |
| 所管部署 | <p>中央区役所政策企画課 担当:文化・スポーツ係 川村 電話:025-223-7041(直通) E-mail:seisaku.c@city.niigata.lg.jp</p> |

別表(評価結果)

| 評価項目 | 配点 (A) | 4委員 合計 (A×4) | 評価点 | |
|-----------------------------|-----------|--------------------|------|------|
| | | | 候補者 | 次点 |
| 応募団体について | 10 | 40 | 35 | 23 |
| 施設の評価と運営の基本方針 | 10 | 40 | 35 | 23 |
| 施設の評価 | 5 | 20 | 17 | 11 |
| 運営の基本方針 | 5 | 20 | 18 | 12 |
| 施設の運営体制についての提案 | 35 | 140 | 119 | 70 |
| ア 運営組織の構成及び人材の配置と職能について | 20 | 80 | 68 | 36 |
| イ 職員の資質の向上・継承について | 5 | 20 | 17 | 11 |
| ウ 災害及び事故対策について | 5 | 20 | 17 | 11 |
| エ 苦情への対応・個人情報保護に関する取り組みについて | 5 | 20 | 17 | 12 |
| 施設の運営に関する業務についての提案 | 25 | 100 | 78 | 57 |
| ア ホールの利用促進について | 20 | 80 | 64 | 44 |
| イ ミニギャラリーの利用の促進について | 5 | 20 | 14 | 13 |
| 施設の維持管理に関する業務についての提案 | 10 | 40 | 34 | 24 |
| 収支予算についての提案 | 10 | 40 | 30 | 24 |
| 合 計 | 100 | 400 | 331 | 221 |
| | | 選定委員平均 | 82.8 | 55.3 |

各項目とも以下のとおり5段階評価した。

- 5・・・非常に優れている。
- 4・・・優れている。
- 3・・・標準的である(一定の成果が期待できる)。
- 2・・・十分な成果を期待できない。(かなり不十分である)
- 1・・・ほとんど成果を期待できない。(全く不十分である。)

配点が10点の項目は2倍, 20点の項目は4倍した数値を評価点とする。
委員1人あたり100点を満点とし、4委員合計で400点満点とする。

最低基準点を委員平均で60点、4委員合計で240点とした。